

平成30年度 第12回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成31年3月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成30年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	蕓澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	

平成30年度

第12回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成31年3月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 15 時 28 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>6 番 小幡 悦男 委員</u> <u>7 番 中澤 正規 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条許可処分取消申請決定について 農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農用地利用集積計画の意見決定について 平成30年度農業委員会活動の点検・評価及び平成31 年度活動等の策定について
5		その他 閉会宣言 17 時 07 分

平成30年度第12回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第12回魚沼市農業委員会総会は、平成31年3月25日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届けはありません。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第12回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

（時刻は15時28分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をということで、各部会からお願いいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会としては別にありません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

第2部会も特にありません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

*****の件で部会を開催しました。委員全員で審議をしていただきましたが申請者の方から取り下げの予定になってます。以上です。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

特にありません。

広報部会会長（中澤正規委員）

本日、農業委員会だより 28 号の発刊に向けての準備に入りました。以前からお願いをしております第 2 地区部会のほうから、早々に原稿をお願いしたいと思います。以上です。

議 長（上村会長）

それでは、報告事項についてそれぞれ、報告が終わりました。内容等々につきまして質問等ありましたら、お願いいたします。

（特になし）

特になさいますので、進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議 長（上村会長）

日程第 2 「議事録署名委員の指名」について、会議規則第 14 条に掲げてありますので、指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号 6 番小幡悦男委員及び議席番号 7 番中澤正規委員の両名を指名いたします。

農地法第 18 条第 6 項の規定による届出（合意解約）について

議 長（上村会長）

それでは、日程第 3 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の 3 ページをお願いします。

日程第 3 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」について、今月は 26 件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議 長（上村会長）

報告第 1 号につきまして、事務局より事前配付ということで目をとおしていただけたかと思えます。内容について、質問・ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさいますので、お諮りいたします。報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の13ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は16件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後市内の方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条許可処分取消申請決定について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条許可処分取消申請決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書15ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条許可処分取消申請決定」について、説明をさせていただきます。農地法第3条許可処分取消申請の提出があったので、農地法の規定により、許可処分取消申請の決定を求めるものです。

整理番号1	申請地	*****	畑	2,438 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転	贈与	

平成 30 年*月*日付けで申請があり、平成 30 年*月*日の総会で指令魚農委第***号で許可処分が決定したものです。取消の理由は、金銭の支払いがあり、売買であるため、権利移転の原因を贈与から売買に変更するため、申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第 1 号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条許可処分取消申請決定」についての整理番号 1 番については、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

農地法第 3 条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書 17 ページをお願いします。

日程第 4 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転売買 6 件、贈与 1 件、遺贈 1 件、賃借権の設定 3 件、使用貸借権の設定 6 件、合計 17 件です。

整理番号 1 申請地 *** ** 畑ほか 1 筆 合計 821 m²

譲渡人 *** **

譲受人 *** **

権利種別 所有権移転 売買 全体で*** **円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅に隣接している農地であり、譲渡人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は経験年数も十分ありますし、大型機械も所有しておりますので、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

整理番号 2 申請地 *** ** 畑ほか 1 筆 合計 332 m²

譲渡人 *** **

譲受人 *** **

権利種別 所有権移転 売買 全体で*** **円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は耕作することが困難であり、申請地は譲受人の自宅近くにあることから、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりますが、経験年数は十分ありますので、今後も効率よく耕作をして

いくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 * * * * * 田ほか3筆 合計3,498㎡
譲渡人 * * * * *
譲受人 * * * * *
権利種別 所有権移転 売買 全体で* * * * *円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲受人は大型機械は所有していませんが、経験年数は十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくことと考えます。

整理番号4 申請地 * * * * * 田 744㎡
譲渡人 * * * * *
譲受人 * * * * *
権利種別 所有権移転 売買 * * * * *円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に居住しているため耕作することが困難であり、申請地は以前より譲受人が耕作をしていた農地であることから、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号5 申請地 * * * * * 田ほか4筆 合計2,642㎡
譲渡人 * * * * *
借受人 * * * * *
権利種別 所有権移転 売買 全体で* * * * *円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は高齢となり、耕作することが困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有していませんが、経験年数は十分ありますので、作業委託等により今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号6 申請地 * * * * * 畑 2,438㎡
譲渡人 * * * * *
借受人 * * * * *
権利種別 所有権移転 売買 全体で* * * * *円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に居住しているため、耕作することが困難であり、申請地は以前より譲受人が耕作していた農地で、売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号7 申請地 * * * * * 田 1,235㎡
譲渡人 * * * * *
借受人 * * * * *
権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は県外に居住しており、耕作することが困難なため、譲受人との売買の話がまとまり、申

請があつたものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号 8 申請地 * * * * * 田ほか 12 筆 合計 8,976 m²
譲渡人 * * * * *
受遺者 * * * * *
権利種別 所有権移転 遺贈

遺贈とは、被相続人が遺言によって自己の財産を受遺者に譲渡する行為です。受遺者は耕作の経験がありませんが、今後は作業委託、周りの耕作者の指導を受けながら耕作（自作）することが農地法第3条第2項各号の要件であることを説明し、効率よく耕作するよう伝えてあります。今後は地元の農業委員、農地利用最適化推進委員から見守っていただくようお願いしたいと思います。

次の、整理番号 9 番から 14 番までは * * * * * との貸借契約の更新による案件です。

整理番号 9 申請地 * * * * * 田ほか 2 筆 合計 2,063 m²
貸付人 * * * * *
借受人 * * * * *
権利種別 賃借権設定 * * * * * /10 アール

整理番号 10 申請地 * * * * * 田ほか 3 筆 合計 4,136 m²
貸付人 * * * * *
借受人 * * * * *
権利種別 賃借権設定 * * * * * /10 アール

整理番号 11 申請地 * * * * * 田ほか 10 筆 合計 4,387 m²
貸付人 * * * * *
借受人 * * * * *
権利種別 賃借権設定 * * * * * /10 アール

整理番号 12 申請地 * * * * * 田ほか 7 筆 合計 6,266 m²
貸付人 * * * * *
借受人 * * * * *
権利種別 使用賃借権設定 5 年間

整理番号 13 申請地 * * * * * 田ほか 14 筆 合計 3,543.4 m²
貸付人 * * * * *
借受人 * * * * *
権利種別 使用賃借権設定 5 年間

整理番号 14 申請地 * * * * * 田ほか 6 筆 合計 2,785 m²
貸付人 * * * * *
借受人 * * * * *
権利種別 使用賃借権設定 5 年間

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。 * * * * * との 5 年

間の貸借契約が満了となったため、契約更新のため申請があったものです。申請地には水稻またはソバ等を作付けする予定です。

なお、*****への貸付ということで、一般法人への貸付となりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

次の整理番号 15 番から 17 番までは、農業者年金受給のための親子の使用貸借権の再設定の案件ですので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号 15	申請地	*****	田ほか 2 筆	合計 1,628 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	10 年間	

整理番号 16	申請地	*****	田ほか 2 筆	合計 7,941 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	15 年間	

整理番号 17	申請地	*****	田ほか 1 筆	合計 492 m ²
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	権利種別	使用貸借権設定	10 年間	

以上、整理番号 1 番から 8 番、15 番、16 番及び 17 番は、議案書に記載のあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

整理番号 9 番から 14 番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当しておらず、農地法第 3 条第 3 項各号にある解除条件などが設定されておりますので、要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

森山武郎委員

整理番号 1 番ですが、先ほど、*****と連絡して現地確認をしてきましたが、何ら問題はありません。

富永虎良委員

整理番号 2 番ですが、23 日に現地を確認してきました。本人には電話で確認しましたので、今ほどの説明のとおり特に問題がありません。

櫻井信夫委員

整理番号 3 番につきまして、現地確認それから譲渡人に確認した結果、事務局の説明どおり補足事項はありません。

それから整理番号 4 番につきましても、現地確認及び譲受人から話を聞いた中で

も事務局の説明どおり補足事項はありません。

松田敏彦委員

整理番号5番ですが、この案件につきまして、従前地の確認はできません。今、圃場整備をやっていて面工事が全て終わっております。なぜ売買かということなんです、今この2人が五反歩の田んぼを2人の名前になっているというような状況で、譲渡人のほうが高齢になってきて田んぼはできない。でも、このままのとおり2人の名前になっていると、これから2人の名前で登記になってしまう。これから償還金が始まるんですが、所有者が償還金を払うということですので、この譲渡人は田んぼもしないのに償還金だけ払うような形になってしまう。それでは困るので、この*****にお願いして、なんとかしてもらえないかというような話になって、金額もだいぶ安いんですが、受ける方からすれば償還金が増えるわけですので、やはりなるべく安くしてもらいたいというようなことで、この金額で両者納得して売買にこぎ着けたということです。以上です。

小幡悦男委員

整理番号6番ですが、先ほどの説明の中で話がでましたが、今回は金銭による取引です。将来的に金銭の授受があったということを残したくて、こういう結論にしましたということです。

議長（上村会長）

整理番号7番ですが、3月21日に譲受人に面談をいたしました。従来からこの場所については耕作をしており、私も確認をしております。今回は雪があってもまだ行けないということでございまして、今まで耕作をしている中で、この度のこの贈与というようなことで、譲受人が受けるというかたちになりました。特に問題はありません。

渡辺弘義委員

整理番号8番、9番、12番から14番ですが、降雪のために現地確認はできませんが、訪問と電話連絡で全部確認をとりました。

小西正春委員

整理番号10番ですが、この件につきまして、去年まで*****の親が耕作をして、親が今年亡くなったもので、急遽こういうことになったわけですが、去年まではきちんと耕作をしていた田んぼでございますので、*****がきちんと耕作していくと思います。

佐藤正喜委員

整理番号11番ですが、先般22日に*****に確認をとり、現地確認はまだ若干の雪がありますので、詳しくはしませんが、いつも私が通っているところなので、ここだなということでしたら、*****は是非またこのとおりやって欲しいというようなことです。

議長（上村会長）

それでは、議案第2号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説

明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、売買に関する整理番号1番から6番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、贈与に関する整理番号7番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、遺贈に関する整理番号8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、貸借権に関する整理番号9番から11番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権に関する整理番号12番から17番まで、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての、整理番号1番から17番まで、異議なしと認め申請どおり許可いたします。

事業計画変更承認申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「事業計画変更承認申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の23ページをお願いします。

議案第3号「事業計画変更承認申請」について、今月は2件となっています。

整理番号1	当初計画者	*****
	継承者	*****
	申請地	***** 田ほか5筆 合計1,290.12㎡
	当初計画目的	敷地の造成、工場及び建物の建設
	変更事由	工事完了予定日の変更、油水分離槽及び水路の追加、擁壁の追加、防火水槽の位置変更、新築物置の高さ変更

申請地内の建築資材の加工等に時間を要し、工期を延長する事と、申請地内の建築物の位置変更、新築、高さ変更等する旨、事業計画変更の承認申請があったものです。

整理番号2 当初計画者 ****
承継者 ****
申請地 **** 畑ほか1筆 合計 224 m²
当初計画目的 一般住宅建築用敷地
変更事由 住宅建築資金の調達の都合で着工が出来ず高齢となったため

申請地は平成*年*月*日付け小農地***号で一般住宅建築用敷地を目的に転用許可を得ましたが、住宅建築資金の調達の都合で着工できず、高齢となりました。この度、****が一般住宅建築用敷地として利用する旨、事業計画の変更申請があったものです。

議 長（上村会長）

事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、22日に現地調査に行ったんですけど、場所はもう工事真っ最中ということで、事務局のほうにお聞きしましたら、事務局のほうのおっしゃるとおりだということで確認してきました。以上です。

議 長（上村会長）

整理番号2番ですが、今事務局の説明がありました。また、この資料のとおりでございます。当初計画から継承者のほうへということで、継承者からも話を伺ったところ、そのようなことでの届出がなされたということでございます。

それでは、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第3号「事業計画変更承認申請」についての整理番号1番、2番について、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め承認することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の 25 ページをお願いします。

議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見」について、
今月の申請は 3 件です。

整理番号 1 申請地 **** ** 田 1,499 m²
農地区分 第三種農地
権利種別 所有権移転 売買 **** **円
譲渡人 **** **
譲受人 **** **
申請概要 工具の製造、工場建設敷地
転用目的 工場建設敷地 駐車場 (8 台分)
判断理由 都市計画法に規定する用途地域 (第 1 種住居地域) が定められているため。

申請地は***地内の農地です。現在**** **に一部製造を任せていますが、その工場を増産を計画しています。現状の工場では手狭であり対応できないため、道路を隔てた隣接地に新規工場を建設したいと計画したところ、譲渡人との売買の話がまとまり、工場を建設する旨、この度申請があったものです。

整理番号 2 申請地 **** ** 畑 75 m²
農地区分 第一種農地
権利種別 所有権移転 売買 **** **円
譲渡人 **** **
譲受人 **** **
申請概要 宅地の拡張 (築庭)
転用目的 宅地の拡張
判断理由 居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設であり、宅地と隣接し一体利用するためには、申請地以外ないため、代替性がない。

申請地は須原地内の農地です。自宅に隣接するため、庭木を植え、宅地と一体利用するため申請があったものです。

整理番号 3 申請地 **** **畑ほか 1 筆 合計 224 m²
農地区分 第二種農地
権利種別 所有権移転 売買 **** **円
譲渡人 **** **
譲受人 **** **
申請概要 一般住宅 1 棟 2 階建て
転用目的 一般住宅建築用敷地
判断理由 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地 (第 2 の 1 のオに規定するものに限る) 及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地である

申請地は***地内の農地です。家族が増え、現在の住宅では手狭になったため適地を探していたところ、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。

議 長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。続いて、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、3月12日に申請代理人の*****から連絡を受けまして、一緒に現地確認してまいりました。事務局の説明のとおり、特に問題ありません。補足事項もありません。

小西正春委員

整理番号2番ですが、この件につきましては*****が去年この家を購入しまして、この人は*****です。こういう関係で買ったのは宅地のみで、そこに付随していたこの小農地については、当時駄目なわけでした。しかし、今度雪が降って見たらとてもここも使わなければ駄目ということで、木を植えて庭にするとのことでした。

議 長（上村会長）

整理番号3番ですが、今回3月20日にこの譲受人に面談いたしました。前段の3号とも同じことでございますけれども、従来からこの場所については、この譲渡人が住宅をつくる予定だったんですけれども、この度の継承という形の中で、譲受人がそこに住宅を建築するということでございます。田んぼの隣は譲受人の事務所です。*****の事務所があるというようなことで、周りにも影響ありませんし、特に問題ありません。

それでは、事務局並びに地区担当の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。まず整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号3番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号1番・2番・3番について、異議なしと認め、許可相当とし、県に進達することといたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の27ページをお願いします。

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	132 件
	筆数	638 筆
	面積	466,423.67 m ²

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。

次に、所有権移転ですが、今月は売買2件です。
議案書の73ページをお願いいたします。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田	585 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

整理番号2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆	
		合計	1,336 m ²	
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	*****円		

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第5号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

平成 30 年度農業委員会活動の点検・評価及び 平成 31 年度活動等の策定について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第 4 議案第 6 号「平成 30 年度農業委員会活動の点検・評価及び平成 31 年度活動等の策定」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（米山事務局長）

当日の配布となり、大変申し訳ありませんでした。当日配布させていただきました資料の中に議案第 6 号「平成 30 年度農業委員会活動の点検・評価及び平成 31 年度活動等の策定」についてという冊子があると思いますので、そちらをご覧になっていただきたいと思います。

農業委員会では、農業委員会の適正な事務実施に基づいて、毎年その年の活動の点検・評価及び翌年の活動計画について作成することとなっています。

なお、今回作成したものを市のホームページや窓口等に置いて、農業者の方からご覧いただき、意見を頂戴し、最終的にはそれらの意見を反映させて、5 月末までに公表することとなっております。これから点検評価の概要を説明しますので、ご審議いただきたいと思います。なお、この案件につきましては、3 月 13 日開催の第 5 回幹事会においても内容の説明をさせていただいていることを申し添えます。別紙、資料に基づいて説明。

議 長（上村会長）

ただいま事務局から説明がありました。内容について質問・ご意見のある方は発言をお願いいたします。

酒井 浩委員

今ほど事務局長が説明した 15 ページ、魚沼市農業委員会業務計画案の基本方針の中の下のほう、4 行目辺りですかね。守るべき農地を明確にする取組が喫緊の課題であるということなんですが、これは具体的に我々はどのようなことをやったらいいということをお考えなのでしょうか

事務局（米山事務局長）

これから農業委員皆様と考えていっていただくというところというふうに、守るべき農地というものは、どこの守るべき農地とするのかというところから、農業委員会のほうで地区部会等々でその相談・協議していただき、進めていっていただければということに入れさせてもらってあります。

酒井 浩委員

ということは、守るべき農地とそうでない農地と 2 本立てになると。

事務局（米山事務局長）

はっきり言うとそういうふうにしていかないと、農業従事者等担い手が少なくなっているところですので、その部分を線引きをしていったらどうかというところで入れさせてもらってあります。

議長（上村会長）

はい。守るべき農地ということで明確な言葉の中に出ております。事務局長も言っているように、やはりこれから有効活用できる農地、これをどういうふうに見極めていくかということではないかと思っております。然るべき、その事柄の中での有効活用できる農地と非常に有効活用できないような農地、この辺をどういうふうな判断をするかという部分が我々農業委員会で判断する。農地パトロール等々で判断するということになるかと思うんです。いずれにせよ、そういった形の中で将来も活用できる農地を守るべき農地というようなことで記載したということです。全ての農地を二分にするという意味ではなく、さらにここは活用できるかどうかという判断を我々農業委員会がする中で、守るべき農地として守っていくというようなことでないかと思っております。ただ想定、意味合いですけれども、文言でうまくないなと思ったらいい案があればどうぞお願いします。

事務局（米山事務局長）

ぜひいい案があればここで言っていただいで、修正は何ら問題ないと思いたすので、ぜひここまで厳しい言葉でなくて、もう少し緩やかなといましようか、喫緊の課題という意味で守るべき農地という言葉を使わせてもらって、少し厳しい言い方だったかもしれませんが、直すこともやぶさかではありませんので、何かいい案があったり、違う言葉がいいということであれば是非お知らせいただければと思いたす。よろしくお願いたす。

今すぐなんていう事では案が出ないかもしれないですので、もしよろしければ少し考えていただいで、明確という部分の厳しすぎるのかなとか、喫緊という課題というところも厳しい言葉だったのかもしれないですので、守るべき農地をもう少し有効活用できるとか、効率的なとか、そういう言葉がいいとかいうような話がありましたら、ぜひ事務局のほうに後でもご連絡いただければと思いたす。よろしくお願いたす。

議長（上村会長）

議案6号については、30年度の評価のところと31年度の計画ということでございまして、この30年度の実績の中に遊休農地の解消0ということでした。実は、この遊休農地の解消に当たるかどうかということの中での堀之内の生産組合からいわゆる種もみの忌地現象の中で魚沼市内の農地で適当なところで遊休農地はないか。遊休農地という表現ではないんですけども、そういった代替農地がないかという相談を受けました。実は3月13日の第5回の幹事会の前に地域振興局、またその他の役員の方々とお会いして協議をさせていただきました。結論的には、たった今話してもなかなか目につくところが見当たらないというようなことの中で、結論的には31年度1年間をこの農地パトロール等々でその現場を把握する年間として、32年に向けて何かひとつそういった植栽ができるところを斡旋していただけないかというようなことの中で話し合いが収まったわけでございますけれども、そういう形の中でそういった生産農家の組合、団体も出てきております。直接この31年度の文言の中には関係ないんですけども、いわゆる遊休農地の解消ということの一つを考えるとすれば、そういった対応もひとつの提案に上っておりますので、地域の農業委員、また推進委員の方々から農地パトロール等々の中での情報がありましたら、ぜひ繋げていただきたいなと思っております。31年度計画の中にもそういったことも取り入れていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いたす。

す。
そのほかどうでしょうか。

酒井 浩委員
いいです。了解します。

議 長（上村会長）
はい。それでは、酒井委員から先ほどあったその部分、これを明確な言葉の中でこう答えられるその部分と場面のことの中で若干事務局のほうで検討を加えさせていっていただきたいと思います。
その部分を1つ課題といたしまして、議案第6号につきまして、基本的にはこの議案第6号「平成30年度農業委員会活動の点検・評価及び平成31年度活動等の策定」については提案のとおり決定してよろしいでしょうか。
「異議なし」の声あり。
それでは、このようなことで、再検討を加える中で決定をさせていただきます。

その他

事務局（米山事務局長）
・配布資料「農地政策の展開と農業委員会への活動への期待」「3月22日（金）農業新聞」の一読のお願い。
・来年度事務局に配属になる職員の紹介。

事務局（穴沢副参事）
・配布資料「魚沼市農地賃借料情報」の説明と全戸配布日の報告。

議 長（上村会長）
それでは、本日提案の報告また議案、それぞれの事項につきましては、慎重審議をいただきました。終了いたします。ありがとうございました。

（時刻は17時07分）

上記会議の内容は、平成30年度第12回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
